



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

Q1 少子化が国の大きな問題になっているので、我社でも対策を取りたいと思います。「くるみんマーク」というのを聞いたことがあります、どんなものですか？

A1 最近、社会保険労務士法人ハーモニーは、千葉県で2社目として「プラチナくるみんマーク」の認定を受け、労働局から認定書を頂きました。認定式は千葉テレビで放映され、生まれて初めてテレビに出ることができました。バンザイ！（少し恥ずかしかったですが…）

「くるみんマーク」とは、「次世代育成支援対策推進法」（次世代法）に基づき、仕事と子育てを両立できる環境づくりに向けた様々な取り組みをした企業が認定を受けることができるものです。

「くるみんマーク」の「くるみん」とは、赤ちゃんを優しく暖かく包む「おくるみ」からきたということです。

具体的には、子育ての障害となる原因を把握し、仕事と子育ての両立をし易くする適切な取り組み「一般事業主行動計画」（行動計画）を策定し、従業員に周知した後、都道府県労働局に届け出ます。取組例としては、

- ・配偶者出産休暇制度など
- ・男性の育児休業取得を促進するための措置
- ・育児休業中の代替要員の確保
- ・フレックスタイム制度の導入
- ・子育てサービス費用の助成、貸付け
- ・子の看護休暇を1時間単位で取得可能とする
- ・出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施 など・・

行動計画を実施し、認定要件を満たせば申請ができます。審査を経て「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができると、認定マーク（愛称：くるみん）を商品、広告、求人広告などに付け、子育てサポート企業であることをPRできます。採用にも効果的だと思います。

Q2 「くるみんマーク」と「プラチナくるみんマーク」の二種類があるようですね。どのような違いですか？

A2 「次世代育成支援対策推進法」は平成17年4月1日から10年間の時限立法として施行されました。その時に「くるみんマーク」ができました。昨年は出生率が1.46に上昇し、21年ぶりに高水準となりましたが、出生率が2を超えない人口減少が進みますね。引き続き対策を強化するために次世代法が10年間延長され、新たな特例認定（プラチナくるみん認定）制度が創設されました。

「プラチナくるみん」は、くるみんマークの認定を受けた企業が更に高い取組を行い、一定の基準を満たした場合に付与されます。特例認定となると、行動計画の策定・届出の代わりに「次世代育成支援対策の実施状況」について、毎年少なくとも1回公表を行う必要があります。

いずれにしても、男性の育児休業は必須となりますので、社内の規程整備や意識改革から始める必要がありますよ。

プラチナくるみんマークは、くるみんマークに金色の王冠を被って、さらにマントは12色から企業の希望で色を選べます。（ハーモニーはピンクにしました。可愛いでしょう）皆さまもぜひチャレンジしてください。



【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980